



調査票情報等の利用及び提供 に係る取組状況

令和 4 年 9 月
総務省政策統括官（統計制度担当）
統計局・統計研究研修所

調査票情報等の利用及び提供（概要）

制度の概要

- ◆ **統計調査によって集められた情報は、調査対象の秘密の保護及び統計調査に対する国民の信頼確保のため、原則としてその行った統計調査の目的以外の利用又は提供を禁止**（統計法第40条）
- ◆ 一方、調査票情報を二次的に活用することにより、同種の統計調査の抑制や新たな政策ニーズ（統計作成）への対応など**公益に資する場合もあるため、上記原則の例外措置として、調査票情報の二次利用等を規定**（統計法第32条～第36条）

区分（根拠条文）	利用又は提供の範囲・要件 ^{※1}	手数料
調査票情報の二次利用 （法第32条）	行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を統計の作成、統計的研究（以下「統計の作成等」という。）又は調査に係る名簿の作成に利用可能	不要
調査票情報の提供① （法第33条）	・ 公的機関等が行う統計の作成等又は調査に係る名簿の作成に提供可能 ・ 公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等（公的機関等からの委託、公募の方法により補助する調査研究等）に提供可能	不要
調査票情報の提供② （法第33条の2）	学術研究又は高等教育の発展に資する統計の作成等に提供可能	必要
委託による統計の作成等 （法第34条）	学術研究若しくは教育の発展に資する統計の作成等又は特定公共分野 ^{※2} に係る統計の作成等に調査票情報を利用可能（集計表等を提供）	必要
匿名データの提供 （法第36条）	学術研究若しくは教育の発展に資する統計の作成等、国際経済社会の健全な発展に資する統計の作成又は特定公共分野に係る統計の作成等に提供可能	必要

※1 上記のほか、利用又は提供の区分に応じて、調査票情報の適正管理措置、欠格事由などの要件を法令上規定

※2 デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）に規定する、サービスの多様化及び質の向上を図るために特に重点的に取り組むべき公共分野をいう。

(参考) 調査票情報等の利用及び提供に係る制度改正の経緯

年月	調査票情報の 二次利用	調査票情報の 提供	委託による統計の作成等 (オーダーメイド集計)	匿名データの 作成・提供
平成19年 5月 ～平成21年 3月	<u>統計法の全部改正</u> ↓ (目的外利用)	(目的外利用)	—	(準備行為として 匿名データ作成)
平成21年 4月 平成21年10月	二次利用開始	提供開始	受託開始	提供開始 ・ 提供対象の拡大 (国際経済社会の発展に資する統計の作成等)
平成30年 6月 令和元年 5月	<u>統計法の一部改正</u> ※1 →	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供対象の拡大 (学術研究の発展に資する統計の作成等) ・ 公表義務化 (提供を受けた者、成果等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象の拡大 (重点分野※2に係る統計の作成等) ・ 公表義務化 (委託をした者、成果等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供対象の拡大 (重点分野※2に係る統計の作成等) ・ 公表義務化 (提供を受けた者、成果等)

※1 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆参総務委員会）において、**調査票情報の二次的利用の拡大に当たっては、個人情報本人の意図に反して利用されることのないよう、調査票情報の適正管理と秘密の保護に万全を期すことが求められている。**

※2 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の規定により指定された重点分野。デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）の制定により、令和3年9月以降、同法に規定する特定公共分野に変更

調査票情報のオンライン利用の拡充

公的統計基本計画（平成30年3月閣議決定、令和2年6月変更）

- 調査票情報の提供についてオンライン利用を中心とした利用形態への移行を視野に、独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）と協力し、オンライン利用の全国的な展開に向け、利用拠点及び利用可能な統計調査の段階的な拡充を図る。
- 総務省におけるオンライン利用の運用状況を踏まえつつ、統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を進めるなど、オンライン利用の推進に向けた取組を行う。
- 調査票情報等の提供及び活用に関するポータルサイトについて、統計センターと協力して整備。調査票情報等について、統計センターにおいて一元的な永年保管を段階的に進めるための検討を行う。

取組状況

- 平成30年度以降、関係府省と連携し、統計センターへの事務委託を進め、令和4年8月までに**9府省所管の約80調査でオンライン利用が可能**
- 大学や研究機関等の協力を得て、**全国に18のオンラインサイト施設を整備**
- **マイクロデータ利用ポータルサイトを整備**し、調査票情報のオンライン利用の手続等を含む情報を一元的に提供
- 調査票情報等の統計センターへの一元保管については、システム面の環境整備を含めその在り方を検討中

18施設※（令和4年8月時点）

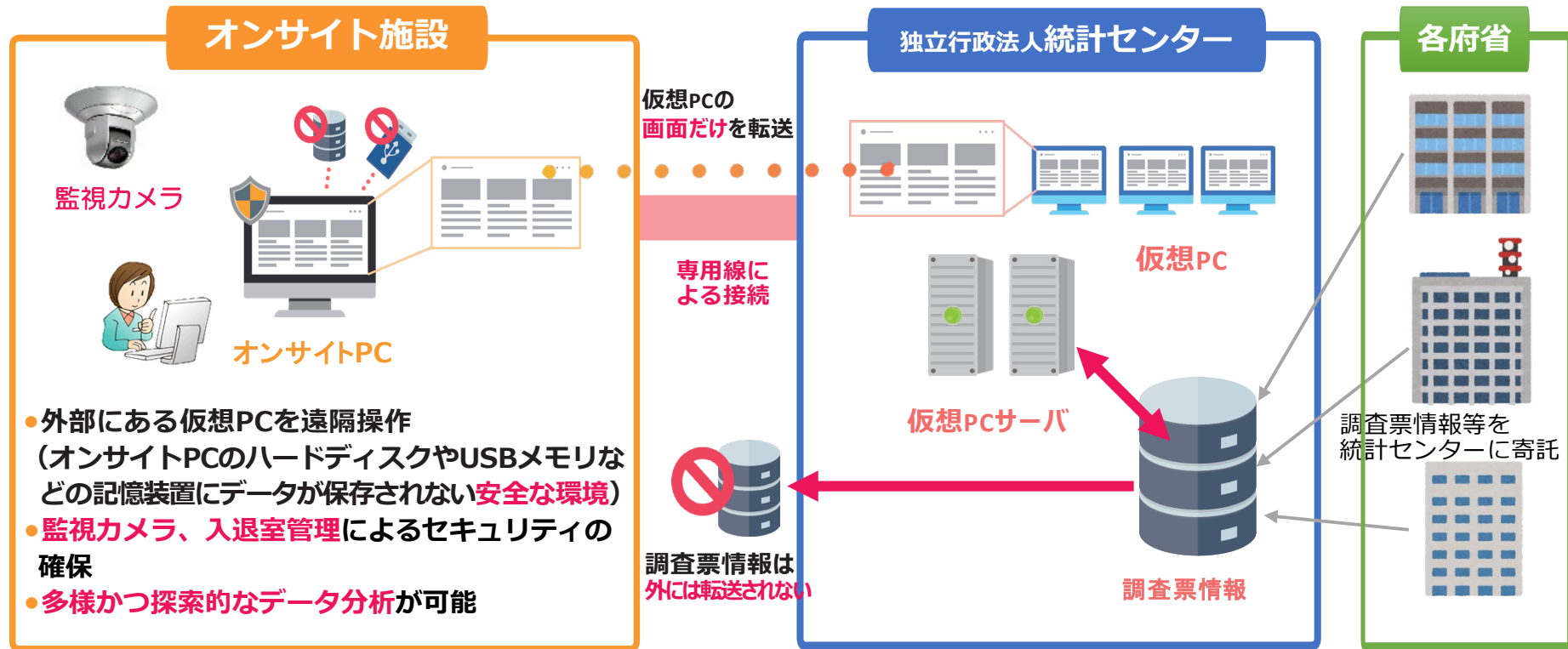


※上記のほか、官公庁職員向け等として2施設あり

調査票情報のオンサイト利用（概要）

- 「公的統計基本計画」（平成30年3月閣議決定）等に基づき、探索的・創造的な研究と個人や企業の情報保護の両立が可能な「調査票情報のオンサイト利用」の枠組みを整備
- オンサイト施設は、データの持ち出しができない仕組みや作業内容の監視システム等を備え、調査票情報の利用者は、オンサイト施設内限りで調査票情報を利活用
- 調査票情報のオンサイト利用に係る手続等は、独立行政法人統計センターにおいて一元的に対応

【オンサイト利用のイメージ】



匿名データの作成・提供の早期化

公的統計基本計画（平成30年3月閣議決定、令和2年6月変更）

- 匿名データについて、統計研究研修所の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるようになる形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討する。
- 匿名データやオーダーメイド集計について、ユーザーニーズ等を考慮しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。

取組状況

- 公的統計基本計画等を踏まえ、これまでの統計委員会の審議結果等を基に「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」を策定するとともに、**総務省統計研究研修所において作成方法の検証を行う仕組みを構築**
- 「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について（平成27年9月統計委員会決定。平成31年2月改正）」に基づき、**統計委員会における審議を重点化及び効率化**
- 平成31年4月に「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」を改正し、令和元年度以降、当該ガイドラインを踏まえ、順次匿名データを作成・提供（右表）

〔令和元年度以降提供開始した匿名データ〕

統計調査名	提供年次等
国勢調査	平成22年、27年
社会生活基本調査	平成23年、28年
就業構造基本調査	平成24年、29年
全国消費実態調査	平成21年、26年
労働力調査	平成25年1月～令和元年12月
国民生活基礎調査	平成28年

調査票情報の利活用促進に向けた今後の取組

今後の取組の方向性

- ◆ 公的統計基本計画に基づく取組を着実に推進する中で、利用者から新たな要望等あり〔利用者からの主な要望等〕
 - ・ 調査票情報のオンサイト利用における利便性の向上
 - ・ 分かりやすい申出手続や利用可能なデータ一覧などの情報提供の充実、提供の早期化
 - ・ より有用性の高い匿名データの提供
- ◆ 調査票情報の適正管理及び秘密の保護を確保しつつ、利用者の利便性の向上及び事務の効率化に資する観点から、以下の取組を推進
 - **調査票情報のオンサイト利用等の促進**
 - ✓ オンサイト施設数（利用拠点数）や利用可能な統計調査の拡充（例えば、利用者のニーズを踏まえた最新又は過去の年次等の追加など）
 - ✓ リモートアクセスの導入に向けた検討の促進
 - ✓ 調査票情報に加え、統計作成に必要な情報[※]の保管を支援する仕組みの構築
※ データレイアウト、符号表等
 - **調査票情報等の利用及び提供の早期化・効率化に向けた環境整備**
 - ✓ 調査票情報等の利用及び提供に係る手続等に関する情報提供の充実
 - ✓ 利用可能な統計調査に係る調査票情報等の一覧の整備・提供
 - ✓ 申出書類（ひな形や記載例）の見直し・改善及び提供事務の効率化を検討
 - **有用性の高い匿名データの作成・提供**
 - ✓ 攪乱手法を含む匿名化処理の方法に関する研究・検討（作成方法の高度化・効率化）